

	国立市	国分寺市	小平市	立川市	多摩市	羽村市	東大和市	町田市	三鷹市	武蔵野市	武蔵村山市	新宿区	世田谷区	大田区	練馬区	関東地方圏自治体	
人口(人)	73,524	117,991	184,479	173,248	146,523	56,689	80,212	411,397	178,736	138,730	67,754	305,282	848,360	675,510	686,870		
会議体数(人口比)	3(24.508)	3(39.330)	3(61.493)	3(57.749)	2(73.261)	1(35.430)	2(40.106)	5(82.280)	2(89.368)	3(46.243)	3(22.585)	2(152.641)	1(53.023)	4(168.878)	1(68.687)	4	
1名議体人数(人)	5	5=6	5	6(後日出席・休1)	5	5(委員は全部で8名)	6	5	6と7	5	5	6	4	5	5	5	
設置特別合議体有無	有	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	有(精神1部会)	有(精神)	有(精神)		
認定調査行政・委託・嘱託	嘱託	不明	行政	行政	行政	行政	行政	調査員6名中嘱託2名	行政	行政	嘱託	行政(委託検討中)	無	不明	不明		
開始時期(月)	6	6	5	5	無	無	6	5=6	6	5	5	5	5	5	6		
当事者委員有無	有	有	無	無	無	無	有(1身)	無	有	無	無	無	無	無	無	有(身1)	
医師	3	4	6	6(内精神科3)	4	2	6(内産科2)	10	4(精神科2/整形外科)	5	3	6(精神4/内科1/整形1)	2	4	0	0(整形/精神4/内科1)	
看護・保健師	1		1	有					1	2	3	1	3	2	6	3	
薬剤師																	
OT	2	3				1			1	1		1	3	1		1	
PT									1	2		1	1	2		1	
心理																	
ST																	
ワーカー(身・知・精)		3						1			3(2身1知)			2(社会福祉士)	社会福祉士13/介護福祉士6/精神保健福祉士11	5	
施設職員(身・知・精)	6(地域5 入所1)		8	ほとんど	2(入所1通所1)	ワーカー4-1/生活支援ワーカー1/作業所1/施設1	6(2身2知2精)	10	2	3(内社協1/社会福祉士1)	5(1身2知2精)		10	7(4知3精)		1(育成会)	
家族																	
字遣練習者(次学職員等)	1	3						5	2	3		3	2.5	1	3	2	
その他					児童相談員1/看護教諭				1(ヘルパー)							介護保険との兼務が多い	
委員名簿の公開	公開	公開	公開	非公開規定無	公開	公開	公開	非公開	公開	公開	公開			医師会・歯科医師会・薬剤師会へ依頼など	非公開		
委員の人数方法																	
1回の検討回数と時間				2時間で20例													
開催頻度																各会議体月2回	
精神障害での変更例	有	有	有	無	有	無	有	無	有	無	有	有	有	有	有	無	
アップ例				4.5/10.6		70%		7-8割				1.5/1.5		4.9/3.9			
ダウン例												0		0			
コメント	未だ全体の件数は少ないが、アップになる例がほとんど、ダウン例は皆無	また会議体の審査が滞りかかっています。開示したものは、開示したもので、開示した以外のサービス利用状況や手帳区分等はほとんど白塗りになっていました。	精神障害者の審査件数が少ない。	精神障害者は区分1か2、1-2次判定より重いと全員が思った場合は論議しない、1アップ4.3例、2アップ(区分1:3, 3:5)	全体で60%、精神障害では70%が1ランク-2ランクアップ、支援費担当者も調査員になっており、個々の事情がわかっていて、現行のサービス量を減らさない方向で、	自分が参加している合議体では、20例中変更が1例のみ、	・精神・知的で区分1以下のケースは1-3段階アップ、1段階アップ6-7割、2段階3-4割、3段階たまに、非該当区分1(特記)20年間一度も就労せず作業所を転々としている。区分1(3)医師意見書「てんかん発作、記載」など	変更例はかなりあるが、把握できていない、				1アップ8割、2アップ6例、3アップ1例(区分2.5)、1次判定そのものをその場で修正する事例もあり、		1ランクアップすることもありますが、全部ではない、	変更なし10件(17%)、1ランクアップ25件(59%)、2ランクアップ14件(24%)		
審査委員に対する自治体の指示	守秘義務	注意事項ではないが、概況調査をなかなか開示しなかった。また、開示したのも、プライバシー情報以外のサービス利用状況や手帳区分等はほとんど白塗りになっていました。		現在サービスの量を前提にしない、二次判定の結果がすべてではない、本人と市のやりとりで最終的に決める、	特になし	特になしと思う	マニュアルに添って行う、医師意見書の意味、要支援記載は活用できない、具体的場面での変更の根拠をきちんと討議する、介護の視点からの判定をするので、障害の量とイコールではない、	都の研修内容に準じること、くさいで特になし、			国からの通知文に従って、マニュアルに準ずる、	マニュアルに準ずる、		5/30付厚労省事務連絡「障害程度区分にかかる市町村審査会での審査判定について」、が配布された、マニュアルに基づいてのみ判定することの再確認があった、		特になし	
認定調査時の利用者のトラブル(審査会で報告されたもの)		特に聞いていない		特に聞いていない		聞いていない	なし	なし		主治医の意見書を求めることを拒否する利用者がいる、	特になし	不明		審査会で報告されたものはない、		なし	
問題と感ずること							認定調査員の記録が人によってバラバラがあり、対応に関しても問題がありそう										診断書の書き方がバラバラで困っている